

## 令和8年度定着支援等コーディネーター業務委託企画提案応募要領

### 1 業務概要

- (1) **業務名** 定着支援等コーディネーター業務委託
- (2) **業務期間** 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) **業務内容** 事業目的等の詳細は、別添「令和8年度定着支援等コーディネーター業務委託仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり

### 2 主催及び連絡先

- (1) **主催** 沖縄県教育庁学校人事課
- (2) **連絡先** 沖縄県教育庁学校人事課 担当 県立学校人事班  
〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号  
TEL 098-866-2730 FAX 098-995-7734  
E-mail aa318600@pref.okinawa.lg.jp

### 3 応募資格

応募者は、単独の法人若しくは任意団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等からなる共同体(以下「コンソーシアム」という。)とし、以下の要件を満たすこと。

#### (1) すべての応募者(コンソーシアムにあつては、すべての構成員)が満たすべき要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が認める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

#### (2) 提案主体(法人等又はコンソーシアム全体)として満たすべき要件

- ア 障害のある職員の定着支援等について、総合的に実施できる法人等又はコンソーシアムであること。
- イ 沖縄県内に本社または事業所を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- ウ 委託業務の実施に当たり、業務内容等について県の担当者と随時、連絡調整を行える者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- エ 1提案者(コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム)につき、企画提案は1

件とすること

### (3) コンソーシアムによる応募の場合の特記事項

ア コンソーシアムを代表する事業者が、企画提案を行うこと。

イ コンソーシアムの構成員が、単体又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して応募する者でないこと。

ウ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、委託業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

## 4 企画提案に係る説明会

(1) 日時 令和8年6月4日(木) 午後1時30分

(2) 場所 沖縄県教育庁3階会議室(那覇市寄宮1丁目2番16号)

### (3) 参加申込の方法

令和8年6月3日(水) 午後5時までに2(2)の連絡先のメールアドレス宛て、件名を「定着支援等コーディネーター業務委託説明会参加申込み」とし、本文に団体等の名称、所在地、連絡先(電話番号、メールアドレス等)、参加者氏名を入力したメールを送信。この際、必ず電話で受信確認を行うこと。

### (4) 質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和8年6月3日(水) 午後5時

イ 質問方法 別添の質問書【様式1】に記入の上、2(2)の連絡先のメールアドレス宛て送信

ウ 回答 説明会で全ての参加者に回答する。

### (5) 留意事項

説明会の参加人数は、1法人等につき2名までとし、本募集要領のほか、関係資料(沖縄県ホームページ掲載)を持参すること。

## 5 応募の手続

(1) 企画提案応募要領、業務委託仕様書等の配布場所 沖縄県ホームページ

(2) 企画提案の内容 業務委託仕様書のとおり。

(3) 積算見積及び経費限度額 業務委託仕様書のとおり。

(4) 企画提案書等提出期限 令和8年6月12日(金) 午後3時

※ 2(2)の連絡先に、(5)の提出書類を持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、宛先に到着したことを確認できる手段をとるものとし、期限までに到着するように送付すること。

### (5) 企画提案の提出書類

次のアからケまでの書類一式を、正本1部、副本5部提出すること。

ア 企画提案応募申請書【様式2】

イ 企画提案書【任意様式】

※ 原則としてA4判横置き、左上1か所綴りとする。ただし、グラフ、表等は、必要に応じ

てA3判にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

ウ 経費見積書【様式3】

エ 見積明細書【任意様式】

オ 誓約書【様式4】

カ 事業執行体制表【任意様式】

キ 団体等概要（組織図、業務内容、資格等）【任意様式】

ク 業務実績【任意様式】

ケ 協定書（コンソーシアムの場合に限る。）

※ コンソーシアムの場合、オ、キ及びクについては、構成員ごとに作成等して提出すること。

## 6 企画提案プレゼンテーション

(1) 日時 令和8年6月17日（水）午後

※ 1提案者当たりの時間は、企画提案説明15分以内、質疑応答は15分程度の計30分を予定。

※ 開始時刻については、応募状況を踏まえ個別に通知する。

(2) 場所 沖縄県教育庁3階会議室（那覇市寄宮1丁目2番16号）

(3) その他

提出した企画提案書等により説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

## 7 企画提案の審査について

(1) 書類審査（第一次審査）

応募者が4者以上ある場合は、学校人事課において書類審査を行い、企画提案審査に進む3者を選定する。令和8年6月15日（月）までに、選定の有無に関わらず結果を通知する。なお、選定された者には、併せてプレゼンテーションの開始時刻を通知する。

(2) 企画提案審査（第二次審査）

沖縄県教育委員会に設置する企画審査委員会において、提出された企画提案書等及び6の企画提案プレゼンテーションに基づき、審査を行い、優先交渉権者を決定する。その結果については、後日応募者へ通知する。ただし、応募者の中に適格者がいないと企画審査委員会が判断したときは、優先交渉権者を選定しない場合がある。

## 8 企画提案に係る留意事項

(1) 業務委託仕様書において示した業務内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画提案書において提案すること。

(2) 企画提案は、応募者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、差替え及び撤回は、認めない。また、提出された書類は、返却しない。

(3) 虚偽の記載をした企画提案は、無効とする。

(4) 提案上限額を超えた企画提案は、無効とする。

- (5) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案は、無効とする。
- (6) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの出席に要する費用その他企画提案に要する経費については、応募者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 今回の企画提案は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。
- (9) 提出された企画提案書等、審査内容、審査経過等については、公表しない。また、採否についての異議申し立て等は、受け付けない。

## 9 契約に関する事項

- (1) 原則として優先交渉順位第一順位の者と協議を行い、委託契約を締結するが、その後、諸事情により第一順位の者が契約候補から外れた場合は、次順位の者と協議が成立すれば当該次順位の者と契約を行うこととする。
- (2) 委託候補者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約を締結するものとする。
- (3) 県は、契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。
- (4) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。
- (5) 契約の相手方は、本事業の実施に当たって責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じること。